

職員の身元保証に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の身元保証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、別に規定する嘱託職員及び非常勤職員を含むものとする。

(身元保証書の提出)

第3条 新たに職員として採用された者は、その採用の日から1月以内に身元保証人(以下「保証人」という。)を定め、身元保証書(別記様式)を理事長に提出しなければならない。

(資格要件)

第4条 保証人は、相当の保証能力を有する者で、理事長が適当と認めるものでなければならない。

2 年齢が25歳に満たない者及び破産者で復権を得ないものは、保証人となることができない。

3 現に職員の保証人となっている者は、他の職員の保証人となることができない。

(保証人の変更等)

第5条 職員は、保証人が死亡その他前条に定める資格要件を欠くに至ったとき、又は保証人を変更しようとするときは、直ちに、新たな保証人を定めなければならない。

2 職員は、提出した身元保証書の記載事項に異動を生じたときは、理事長に届け出なければならない。

(身元保証の期間)

第6条 身元保証の期間は、5年とする。

(特例)

第7条 理事長は、必要があると認めるときは、保証人の変更を命じ、又はその資格要件に例外を認め、若しくは身元保証を免除することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

身元保証書

(令和2年10月1日施行)

令和 年 月 日

社会福祉法人 国立保育会
理事長 常松大介殿

被 用 者

氏 名

現 住 所

生年月日

この度貴法人においてご採用いただきました上記の者(以下被用者という)については、私は下記の各項に基づき、貴法人に対して身元保証いたします。

- 1 被用者が貴法人との雇用契約に違反し、または故意もしくは過失によって万一貴法人に金銭上はもちろん業務上、信用上損害を被らしめたときは、直ちに本人と連帯して損害額を賠償します。
- 2 賠償額の上限は被用者の年収相当額とします。
- 3 この保証期間は本日より向こう5年間といたします。

保 証 人

氏 名

印

現 住 所

生年月日

被用者との関係